



令和2年11月25日

板橋区議会議長 様

東京都後期高齢者医療広域連合議会議員
大 田 ひろし

東京都後期高齢者医療広域連合議会について（報告）

このことについて、下記のとおり報告いたします。

記

令和2年第2回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会付議状況

令和2年11月25日開催

1 広域連合長提出議案

議案番号等	件 名	要 旨	議決結果等
認定第1号	令和元年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	歳入決算額 6,528,954,503円 歳出決算額 6,442,595,450円 差引残額 86,359,053円	認 定
認定第2号	令和元年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	歳入決算額 1,444,184,343,510円 歳出決算額 1,404,896,003,503円 差引残額 39,288,340,007円	認 定
議案第10号	令和2年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,006,939千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,958,765千円とする。	原案可決
議案第11号	令和2年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35,693,298千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,431,967,866千円とする。	原案可決

議案番号等	件名	要旨	議決結果等
議案第 12 号	東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	<p>地方税法の改正に伴い、保険料均等割額の軽減判定に係る基礎控除額相当分の基準額について引用規定を見直すとともに、給与所得者等が2人以上いる場合の基準額の算出に係る規定を整備するため、条例改正を行う。</p> <p>【施行期日】 この条例は、令和3年1月1日から施行する。</p> <p>【経過措置】 この条例による改正後の東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。</p>	原案可決
議案第 13 号	東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	<p>東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与等については、特別区職員の例によることとしているが、令和2年の特別区人事委員会勧告を踏まえ、東京都後期高齢者医療広域連合職員に係る期末手当の支給月数を改定するため、条例改正を行う。</p> <p>【施行期日】 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。</p>	原案可決
議案第 14 号	東京都後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	<p>東京都後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の期末手当について、一般職員の改定内容を踏まえ、支給月数を改定するため、条例改正を行う。</p> <p>【施行期日】 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。</p>	原案可決

2 陳情

議案番号等	件 名	要 旨	議決結果等
陳情第1号	療養費の公正、公平な支給に関する陳情	<ol style="list-style-type: none"> 1 「高齢者の医療の確保に関する法律」に規定された療養費の支給要件を十全に満たす療養費支給申請に関して、法に規定のない要件を理由に申請を却下するような不公正な業務を改善してください。 2 居住市区町村の異なる被保険者に対して、同一条件で申請された療養費支給申請に対して、一方では支給し、他方では却下し、さらに他方では審査請求ができない申請受領を拒否するというような、不公平な業務を改善してください。 	不採択